

# アルプスアルパイングループの運営に関する契約書

アルプスアルパイン株式会社（以下「甲」という。）と株式会社アルプス物流（以下「乙」という。）は、アルプスアルパイングループ（第1条第2項に定める意味を有する。以下同じ。）の運営につき、次の通り合意し、この契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（目的）

1. 本契約は、甲がグループ本社として行うグループ運営（第2条に定める意味を有する。）に関する事項を定めるとともに、上場会社たる乙の経営の独立性を維持しつつアルプスアルパイングループとして経営の相乗作用及び適正化を図ることによって、経営資源の有効活用及び効率化並びに企業集団経営における公正性の確保を実現し、もって甲及び乙の事業発展及び連結経営の収益力向上に資することを目的とする。
2. 本契約において、「アルプスアルパイングループ」及び「グループ」とは、甲及び乙その他の甲の連結子会社を総称していう。

## 第2条（グループ運営）

本契約において、「グループ運営」とは、甲乙間において、アルプスアルパイングループとして経営の相乗作用を図るとともにグループ全体の事業発展及び収益力向上を実現するため又はアルプスアルパイングループにおける業務の適正を確保するために行う、以下に掲げる事項をいう。

- (1) 「企業理念及び経営姿勢の尊重」 甲及び乙が、それぞれ掲げる企業理念及び経営姿勢を相互に尊重すること。
- (2) 「グループ倫理規範の尊重」 甲及び乙が、アルプスアルパイングループに共通して適用されるグループ倫理規範を尊重すること。
- (3) 「報告」 第4条に規定する報告を行うこと。
- (4) 「部門会議」 グループ全体の事業発展、収益力向上、及び適正な内部統制のため、各々の経営企画部門、経理部門、人事部門、IR部門、内部監査部門等の本社部門が、第4条第1項各号に規定する事項のうち各々の所管事項に関して情報共有及び連携を行う会議を開催すること。
- (5) 「内部統制」 第5条に規定する内部統制を行うこと。

## 第3条（グループ運営の体制及び方法）

1. 甲は、グループ運営を行うため必要な各種会議体（部門会議を含み、以下同様とする。）及び組織を編成し、人的資源を配置し、並びに各種資料、情報その他データベースを体系的に整理し、乙に対して迅速かつ有効に助言し又は情報を共有することができる体制を構築する。
2. グループ運営の組織体制、会議体の構成員、審議内容、開催頻度等具体的な内容は、別途甲乙間において合意する。

## 第4条（報告事項）

1. 乙は、以下の事項につき、甲に対して報告を行うものとする。
  - (1) 決算書類に関する事項
  - (2) 中期経営方針及び中期事業計画
  - (3) 年度事業方針及び年度予算

- (4) 月次の経営概況等
  - (5) 株主総会、取締役会及び重要な会議体等の議事内容
  - (6) 重要な組織変更及び重要な人事異動に関する事項
  - (7) 重要な諸規定の制定及び改廃
  - (8) 重要な契約に関する事項
  - (9) 重要な資産の取得及び処分
  - (10) 重要な投融资、債務保証、担保提供及び借入の実施
  - (11) 重大なクレームその他営業上重要な事項及び甲の経営に影響を及ぼす事項
  - (12) 役員の選任及び解任に関する事項
  - (13) 重要な新規事業計画及び新規設備計画
2. 甲は、前項各号に掲げる事項につき、乙に対して情報の提供を行うものとする。

#### 第5条 (内部統制)

1. 乙は、乙及びその連結子会社における内部統制システムの構築、内部監査の実施、内部通報への対応その他内部統制を自らの責任において行う。乙の要請がある場合、甲は乙に対し、乙の内部統制システムの構築に関する助言又は支援を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定める内部統制システムの構築及び運用に当たり、両者の監査等委員会及び内部監査部門との間で必要に応じて情報交換を行うことができる。
3. 甲の監査等委員会は、その選定する監査等委員により、アルプスアルパイングループ全体における適正な内部統制システムを構築及び維持するため、乙に対し事業の報告を求め、また、乙の業務及び財産の調査を実施することができ、当該調査のために必要な範囲において、乙に対して資料の提出、事実の説明その他必要な情報の提供を求めることができるものとし、乙はその要請に応じてこれに協力する。

#### 第6条 (経営の自主性)

甲及び乙は各々の事業について自ら経営責任を負い、各社において決定される経営方針等を尊重しつつ独立して事業経営を行う。また、甲及び乙は、本契約の各条項は、相互の情報交換及び助言の範囲で適用されるものであることを確認する

#### 第7条 (コーポレートブランドの構築・維持)

1. 甲及び乙は、「アルプスアルパイン」ブランドをアルプスアルパイングループのコーポレートブランドとすることを確認し、乙は、アルプスアルパイングループの一員としてこれを対外的に表示、広告及び表明することができる。
2. 甲は、乙及びその連結子会社が「アルプス」ブランドを継続して使用することができるよう、アルプスブランドに係る商標権の維持及び管理を行い、乙に対して乙と別途合意する条件に基づいてその使用を許諾する。

#### 第8条 (その他取引)

1. 甲及びアルプスアルパイングループ各社と、乙及びその連結子会社との間における、製品、サービス等の販売及び購入条件は、市場動向等を勘案して価格交渉のうえ一般取引と同様に決定する。
2. 前項の他、乙の経営に関して甲が役務を提供する場合の条件は別途契約により定める。
3. 本契約に基づく業務、役務、作業等に関連して甲又は乙に発生する費用は、別途契約による定めがない限り、それぞれ自己の負担とする。

## 第9条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の機密情報（個人情報保護法の規制対象となる個人情報及びインサイダー情報を含む。）を第三者に開示又は漏洩してはならず、また、本契約の目的以外のために使用することはできない。ただし、次に該当する資料及び情報は機密情報には該当しない。
  - (1) 公知又は公用となった資料及び情報
  - (2) 開示者からの開示とは無関係に取得した資料及び情報
  - (3) 開示者から第三者に対する開示を書面にて許諾された資料及び情報
  - (4) 法令又は政府機関の規則若しくは命令に基づいて開示が要求され、当該要求に応じて開示する情報
2. 本条は、その終了事由にかかわらず、本契約の終了後も効力を有する。

## 第10条（契約期間）

本契約の有効期間は2020年6月24日より2021年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2ヶ月前までに甲又は乙より別段の意思表示がないときは、本契約は更に1年間自動更新し、以後も同様とする。

## 第11条（終了事由）

1. 第1条第2項にかかわらず、本契約は、乙が甲の連結子会社でなくなった場合であっても、甲の持分法適用会社である限りにおいて、引き続き効力を有するものとし、乙が甲の連結子会社及び持分法適用会社のいずれでもなくなった場合に終了する。
2. 前条にかかわらず、甲又は乙は、本契約の有効期間中、終了の日より6ヶ月以前に書面をもって相手方に終了の意思表示をすることにより、何時でも本契約を終了させることができる。

## 第12条（その他）

本契約書に定めのない事項及び解釈について疑義を生じた事項は、甲乙協議のうえ互いに誠意をもって解決する。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保管する。

2020年6月24日

東京都大田区雪谷大塚町1-7

甲：アルプスアルパイン株式会社  
代表取締役  
社長執行役員 栗山 年弘

神奈川県横浜市港北区新羽町1756

乙：株式会社アルプス物流  
代表取締役  
社長執行役員 白居 賢